

## ○幕別町U I J ターン新規就業支援事業移住支援金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略及び幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、幕別町内への移住・定住促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同し、予算の範囲内で交付する移住支援金について、北海道が定めるU I J ターン新規就業支援事業（移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業）実施要領（以下「道実施要領」という。）その他法令等の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

**第2条** 移住支援金の交付の対象となる者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当するものとする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す直前の3月前までのいずれかの日を当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に幕別町に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 幕別町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者（単身以外の世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員の全員を対象とする。）は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、北海道及び幕別町が認める場合を除く。

(エ) その他北海道及び幕別町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げるア又はイに該当すること。

ア 移住先で就業する場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 就業先について、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、北海道及び幕別町が対象とする場合を除く。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて道実施要領第5の2(1)アに示す対象法人に就

業し、申請時において当該法人に在職していること。

(エ) 移住支援金の対象となる求人への応募日が、(ア)に規定するマッチングサイトに掲載された日以降であること。

(オ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 道府県が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者とし、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 起業に関する要件 申請時において1年以内に、北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を受けていること。

(4) テレワークに関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先で原則として恒常的に通勤しないテレワークにより勤務することとし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 関係人口に関する要件 次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 対象者の要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 幕別町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動又は地域の町内会行事や地域イベントに継続的に参加している者

(イ) 幕別町に居住経験のある者

イ 地域の担い手確保の要件 農林水産業に就業する者

2 前項の要件に該当する場合において、第3条第1項第2号に規定する移住支援金を申請するときの世帯に関する要件は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも平成31年4月1日以降に転入したこと。

(4) 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも申請時において転入後1年以内であること。

(5) 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係性を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

**第3条** 移住支援金は、予算の範囲内において交付するものとし、移住支援金の額は次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 単身の世帯 60万円

(2) 前号以外の世帯 100万円

2 前項第2号の世帯のうち、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、移住支援金は、当該帯同して移住する18歳未満の世帯員一人につき30万円を同号の額に加算した額とする。

(予備登録及び交付の申請)

**第4条** 第2条に定める要件に該当し、移住支援金の申請を予定している者は、同条第1項第2号に掲げる要件に該当する場合は、就業後1月以内に、同項第3号による起業、同項第4号によるテレワーク移住要件及び同項第5号による関係人口要件での移住をする場合は、転入後1月以内に、幕

別町U I Jターン新規就業支援事業移住支援金交付予備登録申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書を提出した者が、移住支援金の交付を受けようとするときは、幕別町U I Jターン新規就業支援事業移住支援金交付申請書（様式第2号）、就業証明書（様式第3号又は様式第3号の2）及び本人確認書類に加え、第2条第1項第1号の要件を満たし、かつ、同条第1項第2号から第5号までのいずれかの要件に該当することを証する書類のほか、第3条第1項第2号に定める金額を申請する者については、第2条第2項の要件に該当することを証する書類を町長に提出するものとする。

（交付の決定）

**第5条** 町長は、前条第2項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、移住支援金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、移住支援金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができるものとする。

- 3 町長は、移住支援金の交付を決定したときは、速やかに移住支援金の交付決定額その他決定の内容を幕別町U I Jターン新規就業支援事業移住支援金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

- 4 町長は、移住支援金の交付をしないことを決定したときは、理由を付し書面により申請者に通知するものとする。

（移住支援金の返還）

**第6条** 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、当該各号に定める額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び幕別町が認めた場合は、この限りでない。

（1）次に掲げる事項のいずれかに該当した場合 移住支援金の全額に相当する額

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に幕別町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に、第2条第1項第2号に掲げる就業に関する要件を満たさなくなった場合

エ 第2条第1項第3号に係る交付決定を取り消された場合

（2）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に幕別町から転出した場合 移住支援金の半額に相当する額

（交付決定の取消し）

**第7条** 町長は、移住支援金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、移住支援金の交付決定を取り消し、書面によりその旨を申請者に通知するものとする。

（事業の遂行）

**第8条** 交付決定者は、移住支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件を遵守するとともに、移住支援金の適切な使用を確認するために町長が必要と認めるときには、関係書類の提出、個人情報の閲覧又は立入調査等に応じなければならない。

（北海道との協力体制）

**第9条** 町長は、本事業の実施に当たっては、情報の共有、確認及び協議その他補助執行上必要な事務を北海道と相互協力するものとする。

（その他）

**第10条** この要綱及び道実施要領に定めのあるもののほか、移住支援金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に幕別町に転入した者については、この要綱による改正後の幕別町U I Jターン新規就業支援事業移住支援金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。